

2012年10月10日

千葉大学長

齋藤 康 殿

協議申し入れ

千葉大学ユニオン第9期委員長 亀尾 浩司

(ユニオン印)

平素よりの大学運営のご尽力に、敬意を表します。

さて、このところ、法改正などに伴い、千葉大学の教職員の労働条件にかかわる動きが相次いでおりますので、以下の事項について、労使間で協議の機会を設けることを申し入れます。

(1) 改正労働契約法の成立に関連して

国会で8月3日に成立した改正労働契約法は、企業等に対して、同じ職場で5年を超えて働いている者が希望すれば無期限の雇用へ切り替えることを義務付けるものとなっています。

さて千葉大学では現在、非常勤職員について1年単位で雇用契約を締結し、連続して更新できるのは3年まで、ただし業務の都合により必要がある場合は6年まで延長可能となっておりますが、このたびの法改正をうけて、千葉大学における非常勤職員の待遇を今後どのように改善していくのかについて、お聞かせ下さい。

(2) 教職員の昇給および退職手当に関連して

千葉大学ではこれまで、原則として、人事院勧告に沿う形で給与水準が決定されてきましたが、こうしたなかで人事院は、8月8日に、55歳以上の国家公務員の昇給を原則廃止(勤務評価が標準以下の場合に昇給停止)するよう勧告しました。

さて千葉大学では多くの国立大学法人と同様に、教員の定年が65歳となっておりますため、このたびの人事院勧告を、55歳以上の教員に対して機械的に適用するようなことはよもやないと考えられますが、この点について、確認をさせて下さい。また、今回の人事院勧告に対する今後の対応方針についても、お聞かせ下さい。

また、国家公務員の退職手当を15%減額する閣議決定が、8月7日になされております。千葉大学の教職員に対して、この閣議決定をもとに退職手当を減額する対応がなされることはないと思っておりますが、組合員の不安を訴える声もありますので、この点につ

いても、確認をさせて下さい。

(3) 運営費交付金に関連して

臨時給与特例法をうけた給与削減にかかわる運営費交付金の削減については、7月の団体交渉の場において、次のような説明がありました。すなわち、運営費交付金の減額時期は不明であること、ただし財務大臣は「次の予算編成で」と発言としており、これは具体的には平成24年度の補正予算または25年度の予算編成のことと考えられること、です。

さて、既に25年度の予算編成の時期に入っておりますが、7月の団体交渉以後に、運営費交付金の削減についてどのような進展や変化があったのかについて、状況をご説明下さい。

また、今年度の特例公債法案未成立に伴い、政府が国立大学法人の運営費交付金などを含む予算執行の抑制方針を打ち出していますが、この点が運営費交付金の執行や、ひいては教職員の給与にどのような影響を及ぼすのかについて、組合員に不安を訴える声があります。そこで、この点についても状況をご説明下さい。

以上